

雇用調整助成金（特例：緊急対応期間）の申請について

1. 雇用調整助成金（特例）とは

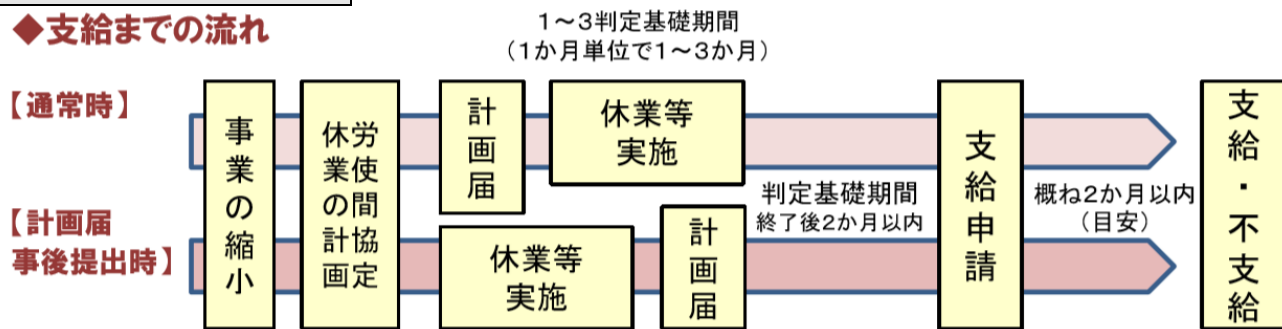
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。「労使間の協定」に基づき、休業手当を支払う事業主が対象です。

2. 初回申請時の要件

- ① 「事業活動の縮小」 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近1か月間の値が前年同月比5%以上減少していること
 - ② 「労使協定の締結」 雇用調整（休業）の実施について労使間で協定し、その決定に沿って実施すること
- ◆ 労使協定で最低限定める事項
- ①休業の実施予定時期・日数、②休業の時間数、③対象となる労働者の範囲及び人数、④休業手当の算定基準

3. 申請・支給までの流れ

◆支給までの流れ



(初回) 計画届提出時に必要な書類：②～④は初回のみ、①は毎月。

- ①休業届実施計画（変更届）、②雇用調整事業所の事業活動の状況に関する申出書（前月及び前年同月の売上がわかる書類を添付）、③休業協定書、④事業所の規模を確認する書類（労働者名簿及び役員名簿）

支給申請時に必要な書類：支給対象となる賃金の締め切り日から2か月以内

- ①支給要件確認申立書、②（休業等）支給申請書、③助成額算定書、④休業・教育訓練実績一覧表、⑤労働・休日の実績に関する書類、⑥休業手当・賃金の実績に関する書類

4. 助成金額の算定方法

1日あたりの助成額単価 = 「1日の平均賃金額」 × 「休業手当支給率」 × 「助成率」 （上限 8,330円）

- ・「1日の平均賃金額」は、前年度の雇用保険料の算定の基礎となる賃金総額（労働保険年度更新時に、ハローワークに届け出ているもの）をもとに事業所単位で計算します。個人単位ではありません。
- ・「休業手当支給率」は、労使協定で定めた割合です（60%～100%）。
- ・「助成率」は、緊急対応期間（4月1日～6月30日）について、中小企業 4/5・大企業 2/3（解雇等を行わない場合は、中小企業 9/10・大企業 3/4）です。

※ 本内容は、本日現在での厚生労働省発出の資料を基に、概要をまとめたものです。申請・支給要件の全てを網羅するものではありません。ご了解の上、制度ご利用の参考としてご活用ください。

担当 天口所長 加藤支援部長 窓口 吉田

得バックナンバーはこちら

AMAGUCHI パートナース

または

天口会計事務所

でも可

<https://amaguchi.com/category/oshirase/>



税理士法人

AMAGUCHI パートナース

TEL : 023-625-2773